

予報業務の許可等に関する審査基準、 標準処理期間及び処分基準の一部改正について

気象庁
総務部情報利用推進課
地震火山部

(技術上の基準)

第十条の二 法第十八条第一項第四号の国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 地震動の予想の方法に係る基準

イ 気象庁長官が認める断層運動の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に関する予報資料その他の予報資料に基づき、予報の業務の対象とする地点における地震動の到達時刻及び震度を予想するものであること。

ロ イの予想は、気象庁長官が定める計算方法により行うものであること。

※ 下線部が改正箇所

公布 : 平成30年3月30日

施行 : 平成30年7月1日

国土交通省気象庁では、平成30年3月30日から4月28日までの間、予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準の一部改正に関するご意見の募集を行いました。

その結果、皆様からのご意見はございませんでした。

これにより、原案の通り、予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準の一部改正を実施します。

(1) 予報を行おうとする現象の区分

従来、「地震動」のみであったものを、以下の2つに区分する。

① 地震動(震源由来震度):

地震の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に基づき、地震動の震源からの距離による減衰を考慮し、震度により地震動を予想するもの(既存の地震動の予報業務許可事業者は地震動(震源由来震度)を予報業務の範囲とした許可を得たものとみなす)

② 地震動(波面伝播非減衰震度):

地震の発生時刻、震源の位置、地震の規模に加えて、「その他の予報資料」(*1)に基づき、一定の条件下において地震動の距離による減衰を考慮せず、震度により地震動を予想するもの(PLUM法(*2)導入に伴い新設)

*1 改正後の気象業務法施行規則第十条の二第一号イに定めるもの

*2 Propagation of Local Undamped Motionの略

(2) 予報を行う際に収集が必要な資料の追加

PLUM法による地震動(波面伝播非減衰震度)の予報業務を実施するには、気象庁が提供する「その他の予報資料」の収集が必要となるため、予報を行う際に収集が必要な資料に追加する。

(3) 気象庁が提供する以外の「その他の予報資料」を利用する場合の条件
気象庁が提供する以外の「その他の予報資料」を利用する場合の条件については、「気象業務法施行規則第十条の二第一号口の計算方法を定める件」(気象庁告示第十一号)において定める。

(4) 許可等の条件を一般向けと特定向けで区別
これまで地震動の予報業務許可においては、許可等の条件について「一般向け予報」と「特定向け予報」の区別をしていなかったが、以下のとおり区別する。

① 「一般向け予報」
一 観測点のデータのみで震源を決定した結果に基づく予報については、不可とする。
気象庁が提供する以外の「その他の予報資料」に基づく予報については、当面、不可とする。

② 「特定向け予報」
利用者に対する事前の説明が可能であることから、一観測点のデータのみで震源を決定した結果に基づく予報及び気象庁が提供する以外の「その他の予報資料」に基づく予報についても可とする。

③ その他
利用者への事前説明についての表現等を適正化する。

(5) 標準処理期間の区分

従来、「地震動」については1か月としていたが、「地震動(震源由来震度)及び地震動(波面伝播非減衰震度)」については1か月という表現に改める。また、「地震動(波面伝播非減衰震度)のうち、気象庁が提供する以外の「その他の予報資料」を用いる場合」については、処理に必要となる期間に鑑み、3か月とする。

審査基準の制定 : 平成30年6月中旬

審査基準の施行 : 平成30年7月1日